

1.8 陸上動物に係る環境影響評価の結果の概要（その4）

計画検討に当たり講じた 環境保全配慮・ 環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
土地又は工作物の存在及び供用 環境保全配慮 ・駐車場等の外灯は「光害対策ガイドライン」に準拠し、誘虫性が低く、漏洩光を抑制し、指向性等を配慮した照明器具を使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・航空障害灯については夜間に点灯されるが、これは波長の長い赤色灯であり、昆虫類の一般的な生態として、波長の長い赤色は見えないことが知られていることから、誘虫効果は少なく、重要な種の生息状況の変化は極めて小さいと予測される。 ・進入灯及びエプロン照明については、空港照明の運用時間は現空港同様に21時までを想定していることから、影響のある時間は短く、重要な種の生息環境の変化は極めて小さいと予測される。 ・駐車場等の外灯については、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、「光害対策ガイドライン」に準拠し、誘虫性が低く、漏洩光を抑制し、指向性等を配慮した照明器具を使用することとしており、さらに現空港同様に夜間は22時頃までの点灯となることから重要な種の生息状況の変化は極めて小さいと予測される。 ● 空港利用車両によるロードキル等 <ul style="list-style-type: none"> ・県道新川白保線や国道390号付替予定地周辺において、サキシマアオヘビ・オカヤドカリ・ヤシガニについては側溝への転落死及び交通量の増加による轢死などのロードキルが発生するおそれがある。また、リュウキュウヒクイナについても交通量の増加による轢死などのロードキルが発生するおそれがある。ただし、現況においてはこれらの重要な種のロードキルは確認されていないものの、数個体程度が減少するおそれがある。また、側溝への転落死については、供用後は現況の国道390号と同様に蓋付きの側溝が設置されることから新たな影響が生じるものではないものと予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・航空障害灯については夜間に点灯されるが、これは波長の長い赤色灯であり、昆虫類の一般的な生態として、波長の長い赤色は見えないことが知られていることから、重要な種の生息状況に及ぼす影響は極めて小さないと判断される。進入灯及びエプロン照明については、空港照明の運用時間は現空港同様に21時までを想定していることから、影響のある時間は短く、重要な種の生息状況に及ぼす影響は極めて小さいと判断される。駐車場等の外灯については、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、「光害対策ガイドライン」に準拠し、誘虫性が低く、漏洩光を抑制し、指向性等を考慮した照明器具を使用することとしており、さらに現空港同様に夜間は22時頃までの点灯となることから重要な種の生息状況に及ぼす影響は極めて小さく、環境影響の程度は低減されている。 ● 空港利用車両によるロードキル等 <ul style="list-style-type: none"> ・現況においては重要な種のロードキルは確認されていないものの、環境保全措置として動物が横断することを車両運転者に知らせる注意看板を設置することながら、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。また、側溝への転落については、供用後は現況の国道390号と同様に蓋付きの側溝が設置されることから新たな影響が生じるものではなく、環境影響の程度は極めて小さい。以上のことから、環境影響の程度は低減されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等の外灯については、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。 ● 空港利用車両によるロードキル等 <ul style="list-style-type: none"> ・通行車両によるロードキル等の影響を回避・低減するため、動物が横断することを車両運転者に知らせる注意看板を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないとの判断した。 ● 空港利用車両によるロードキル等 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置として有効であると判断されることから事後調査の必要はないとの判断した。